

資源循環促進税

■納める人

産業廃棄物を埋立処分するために県内の最終処分場へ搬入したときに課される税金で、産業廃棄物を排出した事業者（中間処理業者を含む。）が最終処分場の経営者を通じて納めます。

なお、産業廃棄物を排出した事業者（中間処理業者を含む。）が、自ら設置する最終処分場において埋立処分する場合、又は、設置費用を負担した最終処分場において埋立処分する場合には、その事業者が直接県に納めます。

■納める額

最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量1トンにつき1,000円です。

※ 重量の計測が困難な場合には、県が定める方法により体積を重量に換算します。

※ 産業廃棄物を排出した事業者（最終処分業者である者を除く。）が自ら設置する専用の最終処分場で埋立処分する場合には、最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量1トンにつき500円です。

※ 産業廃棄物を排出した事業者（最終処分業者である者を除く。）が設置費用を負担した最終処分場（自ら設置する最終処分場を除く。）で埋立処分する場合には、最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量1トンにつき750円です。

■申告と納税

最終処分場の経営者が四半期分をまとめて申告し、納税します。

なお、産業廃棄物を排出した事業者（中間処理業者を含む。）が、自ら設置する最終処分場において埋立処分する場合、又は、設置費用を負担した最終処分場において埋立処分する場合には、その事業者が四半期分をまとめて申告し、納税します。

■目的税

資源循環促進税の税収は、産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策に要する費用に充てるため課税されます。

■その他

資源循環促進税は、平成19年4月1日から導入した法定外目的税であり、愛媛県が独自に創設した税です。